

見 積 依 頼 公 示

次のとおりオープンカウンター方式による見積合わせに付します。

令和6年10月17日

支出負担行為担当官
旭川地方法務局長 谷 石 健

1 見積合わせに付する事項

- (1) 件名
旭川地方法務局紋別支局構内除排雪業務委託契約
- (2) 業務の内容等
仕様書のとおり
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで
- (4) 履行場所
仕様書のとおり

2 見積合わせ参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」においてD等級以上に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (5) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する

などしている者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力的な要求行為を行う者

キ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ク 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

ケ 偽計又は威力を用いて契約担当官及び支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者

コ その他前各号に準ずる行為を行う者

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒078-8502

北海道旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川地方合同庁舎西館4階

旭川地方法務局会計課主計係（担当：横野）

電話 0166-38-1113

ファクシミリ 0166-38-8372

4 仕様書等の交付日時及び場所

(1) 交付期間

公示日から令和6年10月29日（火）午後5時15分まで

(2) 交付場所

ア 北海道旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川地方合同庁舎西館4階
旭川地方法務局会計課

イ 北海道紋別市花園町2丁目2番4号
旭川地方法務局紋別支局

5 事前提出書類の提出方法、提出期限及び提出場所

(1) 提出書類

見積書の提出を希望する者は、次に掲げる書類を期限までに提出すること。

ア 令和4・5・6年度法務省競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の
写し 1部

イ 誓約書（別添様式。役員等名簿添付） 1部

(2) 提出期限

令和6年10月29日（火）午後5時15分まで

(3) 提出方法

上記3の場所宛て持参又は郵送による。ただし、郵送による場合は、簡易書留郵便等記録が残る方法によることとし、提出期限までに必着すること。

なお、事前提出書類は、見積書と同封しないようにすること。

6 見積書提出期限、提出方法及び提出場所

(1) 提出期限

令和6年11月6日（水）午後5時15分まで

(2) 提出方法

見積書は、別紙1「見積書」を使用することとし、封筒に入れ封印の上、上記3の場所宛て持参又は郵送で提出するものとし、見積書を入れた封筒の表面には、必

ず見積件名及び見積者名（法人の場合はその名称又は商号）を朱書きすること。

なお、見積書を郵送で提出する場合は、見積書が入っている封筒を送付する封筒の表面に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（旭川地方法務局支出負担行為担当官宛て）及び「旭川地方法務局紋別支局構内除排雪業務契約見積書在中」の旨朱書きし、簡易書留郵便等記録が残る方法によって提出期限必着で送付すること。

(3) 代表者以外の者が見積りする場合

代理人が見積書を提出する場合には、別紙2「委任状」を添付すること。

7 見積書に記載する見積価格

上記1(2)で示す予定作業時間を確認し、①「各作業品目1時間当たりの単価（税抜）」、②「①に各作業品目の予定作業時間を乗じた額」及び③「②を合算した額に消費税額（1円未満切捨て）を加算した金額」を見積書に記載すること。

8 見積合わせの日時

令和6年11月7日（木）午前10時（非公開）

9 契約の相手方の決定

見積書を提出した者のうち、予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づいて決定した予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

10 契約保証金

免除する。

11 見積りの無効

本公示における見積合わせ参加資格のない者のした見積り並びに見積合わせに関する条件及び実施要領に違反した見積りは無効とする。

12 契約書作成の要否

要。ただし、契約締結に当たっては、支出負担行為担当官が定めた書式による。

13 その他

(1) 電信による見積りは認めない。

(2) 詳細は、実施説明書及び仕様書による。